

男鹿市 地域おこし協力隊募集要項

男鹿市は、秋田県臨海部のほぼ中央、日本海に突き出た男鹿半島の大部分を占め、三種町、大潟村、潟上市と接しています。人口は、令和2年4月末現在26,557人で、気候は、冬季に日本海からの季節風が吹き付ける積雪寒冷地ですが、内陸部よりは降雪が少なく、比較的温暖な地域となっています。

青い海と緑の山々、そして湖と変化に富んだ美しい自然景観は男鹿国定公園の指定を受け、さらに、地質遺産の豊富さから男鹿半島・大潟ジオパークとして日本ジオパークに認定されています。また、平成30年12月には「男鹿のナマハゲ」が「来訪神；仮面・仮装の神々」として、ユネスコの無形文化遺産として登録されました。これらの豊富な観光資源を有することから、秋田県内を代表する観光地となっています。

一方で、本市でも高齢化が急速に進む中、市民の健康維持や体力向上に資する取り組みを一層促進していくこととしており、誰もがスポーツを楽しめるよう、スポーツの振興・普及に取り組み生涯スポーツを推進しています。その一環として、男鹿市全体のスポーツの振興と普及に励んでいただける「地域おこし協力隊」を募集します。

【募集要項】

<p>業 務 概 要</p>	<p>隊員は、地域おこし協力隊として、主に次の業務に従事していただきます。（隊員が得意な分野を中心に幅広く活動していただくことを希望します）</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) スポーツ振興事業の企画、実施 (2) 市内の体育施設を活用したスポーツイベント実施による交流人口の拡大 (3) 市民向けスポーツ教室等実施によるスポーツ人口の拡大 (4) 市内の総合型スポーツクラブ活性化のための支援活動 (5) 男鹿市のスポーツに関する情報発信 (6) 各種スポーツ合宿・大会の誘致活動 等 (7) その他、市長が必要と認めた活動
<p>応 募 要 件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・男鹿市のスポーツ振興に熱意を持って取り組める方 ・スポーツ関係（プレーヤー、トレーナー等）に携わってきた方、又は現在携わっている方 ・三大都市圏をはじめとする都市地域等（過疎、山村、離島、半島等の地域に該当しない地域）に居住している方で、地域おこし協力隊を委嘱後に当該地域から男鹿市に生活拠点を移し、住民票の異動ができる方（家族の同伴も可） <p>※詳細は総務省「地域おこし協力隊」のホームページに掲載されている「特別交付税措置に係る地域要件確認表」の秋田県男鹿市の欄をご覧ください。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・心身ともに健康で、誠実に職務を行うことができる方 ・普通自動車運転免許を所持している方（または所持する意向のある方、少なくとも委嘱後、1年以内に取得すること） ・地方公務員法第16条に規定する職員の欠格条項に該当しない方 ・パソコン（メールの送受信、Word 及びExcel 等の操作）の一般的操作及びSNS等を活用した情報発信ができる方 ・最長3年間の活動期間終了後も、男鹿市に定住し、就業・起業する意欲のある方
募集人数	2名
勤務地	男鹿市内
勤務時間	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務日数／原則 月曜日から金曜日までの週5日間 ・勤務時間／原則 9時00分から17時00分まで（うち休憩1時間、1日:7時間勤務、週35時間） <p>※業務によっては、土・日・祝日に勤務する場合があります。 ※早朝、夜間等に会議や業務がある場合は、別に定める勤務時間とします。</p>
雇用形態・期間	<ul style="list-style-type: none"> ・市の会計年度任用職員として委嘱します（雇用関係あり）。 ・雇用期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとします。なお、活動実績等を踏まえて1年ごとに更新し、最長3年まで延長することがあります。 ・協力隊員としてふさわしくないと判断した場合は、委嘱期間中であっても委嘱を取り消すことができるものとします。
給与等	<ul style="list-style-type: none"> ・報酬：166,165円（月額） <p>※期末手当の支給あり ※通勤距離により通勤手当相当の費用弁償の支給あり</p>
待遇・福利厚生	<ul style="list-style-type: none"> ・休日に業務に支障がなければ、兼業を認める場合があります（届出による許可制）。 ・社会保険（健康保険・厚生年金）、雇用保険、公務災害補償制度に加入します。 ・年次有給休暇は、「男鹿市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則」により付与します。 ・活動期間中の住居は市が借り上げし、貸与いたします。ただ

	<p>し、転居に係る費用、生活備品、光熱水費等は個人負担とします。なお、退去時に敷金を超える費用が発生した場合においても個人負担とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動に必要な消耗品及び活動に関連し出張する場合の旅費は予算の範囲内で市が負担します。 ・活動に要する車両は市で借り上げし、貸与いたします。（協力隊共有） <p>※当市での生活では移動手段として自家用車は必要不可欠ですので、自動車の持ち込みをお勧めします</p>
<p>休日・休暇</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・土日祝日、年末年始（12月29日～1月3日） ・活動内容により休日勤務した場合は、同一週または翌週に振り替え代休を取得することとします。 ・忌引、結婚休暇（有給） ・産前、産後、育児、保育時間、子の看護、介護、生理日の就業困難（無給）
<p>募集期間</p>	<p>募集定員に達するまで随時</p>
<p>応募方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市販の履歴書等（顔写真添付）に必要事項を記入し（記載事項が同等であれば任意様式の履歴書でも可とし、必ずしも手書きである必要はない。）、地域おこし協力隊活動計画書（手書き不可）、住民票の写し（転出地の確認ため）を同封の上、下記の応募先まで送付してください。 ※ 職歴については詳細に記入してください。 ※ 提出書類の返却はいたしません。 <p>【 応募先 】</p> <p>〒010-0595 秋田県男鹿市船川港船川字泉台66-1 男鹿市役所観光文化スポーツ部 文化スポーツ課スポーツ振興班 地域おこし協力隊採用担当</p>
<p>選考方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第1次選考：書類審査 ※応募者に選考結果を文書で通知いたします。 ・第2次選考：面接（第1次選考合格者のみ） 日時：追ってご案内いたします。 場所：男鹿市役所 ※面接者に選考結果を文書で通知します。

	<p>※第2次選考に要する交通費及び宿泊費等は、応募者の負担となります。</p> <p>※新型コロナウイルス感染症の影響により、ウェブ面接等になる場合もあります。</p> <p>※男鹿市への住民票の異動は、必ず委嘱日以降に行ってください。</p>
問 合 せ 先	<ul style="list-style-type: none"> • 男鹿市役所観光文化スポーツ部 文化スポーツ課 スポーツ振興班 担当 佐藤 • 電 話 0185-24-9102（内線2903） • メール sports@city.oga.akita.jp <p>※ご不明な点、ご不安な点がございましたら、遠慮なくお問い合わせください。</p>



男鹿市 観光文化スポーツ部 文化スポーツ課
 〒010-0595 秋田県男鹿市船川港船川字泉台66-1
 TEL/0185-24-9102(直通) FAX/0185-24-9200